

# 清水町物価高騰事業者支援給付金

物価高騰の影響を受けた事業者を支援するため、光熱費・燃料費・原価率のいずれかが“一定以上”増加している事業者に、給付金を支給します。

**給付対象者** 次に掲げる要件をすべて満たす事業者

- ・町内に本社または事業所を有し、その場において事業を営んでいること
- ・町内で事業を継続する意思を有していること
- (新規創業者にあつては、令和7年12月31日までに創業していること)

## 対 象 外

- ・個人事業主で町内に住民登録があるが、店舗(事業所)は町外にある事業者
- ・法人税法(別表1)に規定する公共法人
- ・性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- ・政治団体・宗教法人等
- ・中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者の範囲を超える事業者

**給 付 額** 定額 50,000 円 (1 事業者につき、申請は 1 回限り)

**交 付 要 件** 次の①、②のいずれかに該当する方

① 令和6年までに創業した事業者で、下記のいずれかに該当する方

- ・令和7年のいずれか1ヶ月の光熱費が前年同月比5%以上増加している
- ・令和7年のいずれか1ヶ月の燃料費が前年同月比5%以上増加している
- ・令和7年のいずれか1ヶ月の原価率が前年同月比3ポイント以上増加している

② 令和7年に創業した事業者で、下記のいずれかに該当する方

- ・創業後から令和8年3月までの任意の月を比較して光熱費が1%以上増加している
- ・創業後から令和8年3月までの任意の月を比較して燃料費が1%以上増加している
- ・創業後から令和8年3月までの任意の月を比較して原価率が1ポイント以上増加している

※ 原価率 =  $\frac{\text{売上原価(仕入)}}{\text{売上}} \times 100$

**申 請 期 間** 令和8年4月1日(水)～6月30日(火) ※郵送は6月30日(火)消印

**申 請 方 法** ①または②の方法で申請

① 清水町商工会の HP から電子申請

② 必要書類をそろえ、清水町商工会へ郵送で提出 (住所:清水町卸団地 132)

**問 合 せ** 清 水 町 商 工 会 TEL:055-975-6987 (平日 9:00~16:00)

清 水 町 産 業 観 光 課 TEL:055-981-8239

申請書類は商工会 HP(<https://www.kakitagawa.or.jp/r8bukkakoutoukyufu>)からダウンロード

又は清水町産業観光課の窓口にて取得。

※申請に関する商工会窓口での対面相談は事前予約のみとさせていただきます。

